

## 指定認知症対応型共同生活介護・

# 指定介護予防認知症対応型共同生活介護運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人翡翠会（以下「本会」という）が実施する指定認知症対応型共同生活介護事業所および指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護事業および指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症によって自立生活が困難になった利用者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、行動障害を減少させ、認知症の状態にある利用者の福祉の促進を図ることを目的とする。

### (基本方針)

- 第2条 本事業は、要介護者および要支援者であって認知症の状態にある利用者に対し、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。また、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場にたったサービス提供に努めるものとする。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護および指定介護予防認知症対応型共同生活介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 3 利用者の自己決定を尊重すると共に身体拘束等、利用者の行動を制限しない。但し利用者または他の利用者等の生命または身体を保護する為に緊急やむを得ない場合はこの限りではない。しかし、その場合も速やかな解除に努めると共に理由を利用者本人に説明し、理由および一連の経過を報告する。また、事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

### (事業所の名称等)

- 第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。
- (1) 名称 ほぼえみの里 かきつばた
- (2) 所在地 大網白里市池田 102 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容を次のとおりとする。

(1) **管理者** 1名以上

事業所と従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている本事業の実施に関し尊重すべき事項において指揮命令を行う。

(2) **計画作成担当者** ユニットごとに1名（うち1名は介護支援専門員）

適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成し、利用者または家族に対し、その内容について説明を行うとともに、連携する病院、介護施設等との連絡・調整を行う。

(3) **介護従業者** ユニットごとに5名以上

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。また、看護師を配置もしくは訪問看護ステーションとの契約により、日常の健康管理、通常時および利用者の状態悪化における医療機関との連絡、調整などを行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、1ユニットの定員を9名とし2ユニットで18名とする。

- 2 災害等やむを得ない場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて利用させない。

(入退居)

第6条 介護サービスの対象者は要介護者および要支援2であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
  - (2) 自傷他害のおそれがないこと
  - (3) 常時医療期間において治療をする必要がないこと
  - (4) 大網白里市の被保険者であること
- 2 事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居込者が認知症の状態にあることの確認をする。
  - 3 事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると定めた場合は、適切な介護保険施設、病院又は診療所を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じる。
  - 4 事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等把握に努める。入居申込者が家族による入居契約締結の代理や援助が必要であると認められながら、これらが期待できない場合については、市町村とも連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用を可能な限り図ることとする。
  - 5 事業者は、利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
  - 6 事業者は、利用者の退居の際には、利用者又はその家族に対し、適切な指示を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連帯に努める。

(入退居の記録)

第7条 事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。

(利用料等の受領)

第8条 本事業がサービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は、その一割の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に不合理な差額が生じないようにする。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 入居一時金 300,000円

(設備・備品維持修繕費として、5年の月割償却)

(2) 家賃 月40,000円

(3) 食費 朝300円 昼500円 おやつ100円 夕500円

(4) 管理費 月25,000円

(5) 日常生活のうち、利用者が負担することが適切と認められるもの

4 実費費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対して、サービスの内容・費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

5 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。

6 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行振込口座によって指定期日までに受けるものとする。

(指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第9条 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

2 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。

3 認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づいて漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

4 従業者は、懇切丁寧を旨とし、利用者はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行う。

5 従業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

6 事業者は、自らその提供する介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成)

- 第10条 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護サービス計画（以下介護計画）を個別に作成する。
- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し、同意を得る。
  - 3 計画の作成に当たっては、多様な活動の確保に努める。
  - 4 計画作成担当者は、介護計画作成後においても、介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行うものとの連絡を継続的に行うことにより、介護計画の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

（介護等）

- 第11条 本事業の介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術を持って行う。
- 2 従業者は、利用者に対して利用者の負担により当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせない。
  - 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努める。

（社会生活上の便宜の提供等）

- 第12条 事業所は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努める。
- 2 事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。
  - 3 事業者は、常に利用者の家族と連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

（日課の励行）

- 第13条 利用者は、管理者や医師などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

（外出及び外泊）

- 第14条 利用者が外出、外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

（健康保持）

- 第15条 利用者は健康に留意するものとし、事業所で行う健康診断は特別な理由がない限り受診する。

（衛生保持）

- 第16条 利用者は事業所の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持のために事業所に協力する。

- 2 介護サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。また、従業者は感染症等に関する知識の習得に努める。

(禁止行為)

第17条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第18条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検し、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に従業者に周知するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に備え、定期的に地域の協力関係等と連携を図り、避難救出その他必要な訓練を行う。

(勤務体制の確保等)

第19条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定める。

- 2 従業者の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 従業者の資質向上のための研修の機会を次のとおり設ける。
  - (1) 採用時研修 その都度
  - (2) 継続研修 年1回以上

(協力医療機関等)

第20条 利用者の病状の急変等に備える為、あらかじめ、協力医療機関を定める。また、協力歯科医療機関についても定めるよう努める。

- 2 サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応のため介護老人福祉施設、介護老人保険施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整える。

(秘密保持等)

第21条 事業所の従業者は、正当な利用なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者等が、正当な理由もなく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

- 3 居宅支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第22条 居宅介護支援事業所又はその従業者に対して要介護被保険者に事業所を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 居宅介護支援事業所又はその従業者から、事業所からの利用終了者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(調査への協力等)

第23条 事業者は、利用者からの苦情がない場合にも、市町村の行う定期的又は随時の調査に協力し、市町村の指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(苦情処理)

第24条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、苦情処理受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書に提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合には、それに従い必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(地域との連携)

第25条 運営に当って、地域住民又は住民の活動との連携協力を行うなど、地域との交流に努める。

- 2 事業者は協議会（運営推進会議）を設置し、運営状況及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設け、適切な運営に努めるものとする。

(事故発生事の対応)

第26条 サービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町村、家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービス提供により事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業者の責に期すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第27条 サービスの事業者の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第28条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

第29条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は協議会の意見をふまえて本会と事業所の管理者との協議に基いて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第30条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、定期的に研修を実施する等の措置を講ずる。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。

(身体拘束の適正化)

第31条 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

- 2 身体拘束等の適正化のための対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(感染症や災害への対応力の強化)

第32条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる置を講じなければならない。

- 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- 2 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 4 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 5 事業者は、前項に規定する(非常災害に備えるための)訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第33条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

#### 附則

この規定は、平成26年5月1日より施行する。

この規定は、令和4年4月1日より改定する。